

吹田市立図書館における弁償を要する資料汚損・破損等の基準

第1 趣旨

この基準は、吹田市立図書館資料の紛失等の場合の取扱要領(平成26年11月1日施行)に基づき、吹田市立図書館が所蔵する図書、雑誌、紙芝居、地図、パンフレット等の活字資料及び視聴覚資料並びにこれらの付録物の弁償の取扱について、破損、汚損等の場合の弁償を求める基準を定めるものとする。

第2 弁償の判断

1 弁償に該当するか否かの判断は、第2「弁償を要する資料汚損・破損等の基準」に基づいて、複数の職員の判断によるものとする。

2 次の場合は、弁償対象としないことができる。

- (1) 修復可能で利用に問題がない場合。
- (2) 長期間の利用による経年劣化が原因と考えられる場合。
経年劣化の目安は、貸出回数100回以上。CD及びDVD等の光学媒体は、200回以上。
- (3) その他、資料の管理において、相当の注意をもって行っていた場合。

3 相互貸借、協力貸出の借用資料については、借用館の基準に従うものとする。

第3 弁償を要する資料汚損・破損等の基準

下記の基準に該当する場合は、弁償対象とする。

1 活字資料(本、雑誌等)の弁償の基準

	対象	状態	範囲
(1)	水濡れ(雨・結露等による)	ア 波打ち、ページに歪み等、形状が変わった場合。 イ 色がついたもの、変色した場合。 ウ カビが発生した場合。 エ 濡れて乾いた後、ページが接着した場合。	ア 波打ち部分が全体の2分の1以上にわたり、かつ歪みが顕著な場合は弁償対象とする。 イ～エ 汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。
(2)	汚れ、染み、食べかす等	ア お茶・コーヒ等の飲食物により色のついた染みの汚れが付着している場合。 イ 血液、唾液、食べこぼし、ペットの糞尿等、衛生上問題がある汚れが付着している場合。 ウ タバコ等による焦げ跡が残った場合。 エ 汚れ等の付着により、ページが接着した場合、及び接着面を剥がしたことによりページが欠損した場合。	ア 直径2cm以下の汚れは、弁償免除とする。直径2cm以下で複数ある場合は、合計面積で判断するものとする。 イ～エ 汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。
(3)	書き込み(落書き、線引き、○印等)	ア マジック・ボールペン・クレヨン・マーカー・墨・絵の具等消すことが困難な筆記用具による落書きやアンダーライン等の書き込みがある場合。 イ 鉛筆や色鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても、書き込み跡が残り利用上支障が出る場合。 ウ 鉛筆や色鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても、消すことにより、絵や写真、文字等印刷部分が退色したり汚れたり、ページが破損した場合。	長さ10cm以下の書き込みは、弁償免除とする。10cm以下で複数箇所ある場合は、その合計で判断するものとする。
(4)	資料のページ破れ(破れた部分が残っている場合)	ア 修理しても判読に支障が出る場合。 イ 絵本、画集、写真集等は、破れた部分が絵または写真にかかっている場合。	汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。
(5)	資料のページ一部欠落(欠落した部分が無い場合)	部分的な破れであっても、本文、挿絵、図等が欠落した場合。	汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。
(6)	資料のページ全体の欠落	1ページ丸ごと切り取り、破れてページが無い場合。目次奥付けページ欠落の場合を含む。	汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。
(7)	折り癖	ア 折りを直しても、資料の形状が変わるほど、膨らんでしまう場合。 イ 利用および保存に差し支える程度に、しわが寄っている場合。	汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。
(8)	噛み(咬み)跡	ア ペット、人等が噛んだため、噛み跡や傷が生じて破損した場合。 イ ペット、人等が噛んだため、衛生上問題があると判断されるもの。	汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。

	対象	状態	範囲
(9)	異物の挟み込み等	毛髪等、衛生上問題のあるものが挟み込まれた状態で、異物を取り除いても、染み、汚れ等が残っている場合。 <(2)に準じる>	<(2)に準じる>
(10)	におい、べたつき	ア 悪臭、香水等の臭いが取れない場合。 イ 付箋紙等のべたつきが取れない、又は接着剤等の付着によりページの開閉に支障がある場合。	汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。
(11)	表紙の損傷(ビニールコート の傷、焦げ跡、穴開き等)	ア ビニールコート(ブッカー)の下(表紙、本体)まで損傷している場合。 イ たばこ、鍋、アイロン等の焦げ跡がついた場合。	汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。
(12)	型紙・地図等資料の付録	紛失又は一部欠落により、使用に支障がある場合。 * 版も含めて同じ資料であれば、付録のみ弁償できる。	汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。 (1)～(10)の基準に基づき、弁償が必要と判断された場合。
(13)	CD等の電子付録	ア 破損等により、ひびが入る、割れるなど、形状が正常な状態でない場合。 イ 再生機器で再生できない状態になった場合。 ウ 再生の際に機器に故障が生じる恐れがある場合。 * 版も含めて同じ資料であれば、付録のみ弁償できる。	汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。
(14)	その他、弁償となる場合	ア 弁償免除の軽度な損傷でも、同一利用者が同様の損傷行為を繰り返したり、同時に複数の資料に対して損傷を与えた場合。 イ 利用者の故意又は過失により、利用、保存に供することが困難と判断する場合。	汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。

2 視聴覚資料(CD、DVD、ビデオ、カセット等)の弁償基準

	対象	状態	範囲
(1)	汚破損	ア 破損等により、ひびが入る、割れるなど、形状が元の状態でない場合。 イ 汚損の場合は、1に準じる。	1に準じる。
(2)	再生不能	再生機器で再生できない状態になった場合。	再生不可部分の範囲に関係なく弁償対象とする。
(3)	機器への影響	再生の際に機器の故障が生じる恐れがある場合。	汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。
(4)	内容の変換	DVDの上書き録画等、元の内容を変換した場合。	汚破損部分の範囲に関係なく弁償対象とする。
(5)	歌詞カード、解説書類	歌詞カード、解説書等付録の汚損・破れについては、1に準じる。	1に準じる。
(6)	ICタグ、ケース類	ICタグ、視聴覚資料のケースだけの汚破損については、再生可能かを確認の上、嚴重注意とする。	範囲に関係なく弁償対象としない。ただし、故意や繰り返す場合は、その限りではない。

(附則)

この基準は、平成29年8月25日から施行する。